

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府首相  
No : 1231/QĐ -TTg 号

ベトナム社会主義共和国  
独立-自由-幸福

ハノイ、2012年9月7日

## 2011～2015年までの中小企業育成計画を批准する決定

2001年12月25日付け政府組織法に基づき、

中小企業育成の補助に関する2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号に基づき、

中小企業育成の補助に関する2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号の実施にかか  
る2010年5月5日付決議第22/NQ-CP号に基づき、

商工省大臣の提案を検討し、

政府首相は以下の内容を決定した。

第1条 以下の内容に従って2011～2015年までの中小企業育成計画を批准する。

### I. 中小企業育成の理念

1. 中小企業育成は、長期的な戦略として政府の行動計画の一環に位置付けられており、国家の経済開発政策の重要なポイントである。
2. 政府は、全ての資力を求め、各経済セクターに属する中小企業が平等な発展と公正な競争ができる法令、メカニズム、政策を定める。
3. 経済発展の効率化、環境の保護、雇用の創出、貧困の撲滅、社会の秩序・社会安全の確保を目標とし、積極かつ着実な方針の下で中小企業の質、数を増加させながら中小企業の育成を行う。地域、地方ごとの条件に見合う中小企業を開発する。農村工業、伝統工芸村に対する開発を奨励するほか、遠隔地、経済社会特別貧困地域における中小企業の育成を中心とし、少数民族、女性、身体障害者が在職する中小企業の育成を優先する。また、裾野産業、高い競争力を持つ分野、補助的なサービスへ投資する中小企業の育成を重視する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 中小企業の育成は、国家目標、社会経済開発目標とする。

## II. 中小企業育成の目標

### 1. 全体目標

中小企業の発展スピード及び競争力の向上を速やかに促進し、中小企業の経済発展、国家競争力の向上及び国際経済への参入ができる投資環境をつくる。

### 2. 具体的な目標

- ・ 全国の新規認可中小企業は、2011～2015年段階が35万社、2015年12月31日までに60万社を目標とする。
- ・ 中小企業の全国の輸出総額に占める輸出割合を25%とする。
- ・ 中小企業の社会全体の投資総額に占める出資割合を35%とする。
- ・ 中小企業の国内総生産（GDP）に占める割合を40%、国家予算への納入割合を30%とする。
- ・ 中小企業により雇用される労働者数を2011～2015年段階で350～400万人とする。

### 3. 主要な義務

- ・ 恒常的な法律の枠組みを完成し、中小企業が投資しやすいように平等性・透明性を高めた行政手続に改善する。
- ・ 中小企業が簡単に融資にアクセスでき、効率的な融資を行うための達成項目を実施する。
- ・ 中小企業の研究能力、技術の向上・改善、能率・品質の向上、競争力の向上に関する支援を強化する。中小企業に対する技術支援プログラム・計画を加速させる。大手企業・外資系企業と中小企業との間の技術交換を奨励する。中小企業が産業交流、地域連携及び裾野産業に関するプログラムに参加することを奨励する。
- ・ 中小企業の人材需要に応えるために職業訓練を重視する。新しい段階における中小企業育成に適合するハイテク産業・分野に関する職業訓練を中心に、単純作業労働者から高レベル作業労働者に移行させる。国家の人材力育成計画に中小企業に対する人材育成の対策を盛り込む。企業の職業訓練所の設立や職業訓練所との連携

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

及び仕事の提供を奨励する。雇用主と労働者の連携をつくるために、労働市場の開発とデータベースの作成、その他の労働市場の情報提供を同時に展開する。

- ・ 製造用地不足問題の改善及び環境保護を強化するために、土地利用計画を公開し、中小企業に見合う規模及び賃借方式の工業団地、工業区の建設を奨励する。また、住居地、都市部における風景、環境への悪影響から生産サイトを都市の近郊へ移動する中小企業を支援する。
- ・ 中小企業に対する企業に適用される法令情報、支援政策、支援プログラム及びその他の情報の提供システムを構築する。
- ・ 中小企業に対する支援活動の実施を効率化し、中小企業育成奨励会の役割を強化するとともに中小企業育成の促進、管理に関する各地方の能力を引き上げる。

### III. 対策

- ・ 対策 1：企業の市場への参入・活動・撤退に関する法律の枠組みを完成させる。
- ・ 対策 2：中小企業の財政、信用へのアクセス及び資源運用を効率化させる。
- ・ 対策 3：中小企業に対する技術の刷新、新しい技術の運用に関する支援。
- ・ 対策 4：中小企業の企業管理能力の向上を中心に人材育成を目指す。
- ・ 対策 5：中小企業専用工業区、工業団地の建設を強化し、中小企業が製造用地にアクセスしやすい環境をつくる。
- ・ 対策 6： 中小企業に対し支援に関する情報を提供し、市場拡大を促進させる。
- ・ 対策 7：中小企業に対する支援の仕組みを構築する。
- ・ 対策 8：次に掲げる具体的な内容に従って中小企業育成計画の実施、管理を行う。

① 中小企業に対する支援基金の設立。

② 新製品、近代的な機械・設備の生産を可能にする技術の刷新・応用計画を強化し、ハイテクの開発を重視する。特に 2020 年までの国家技術刷新計画、2020 年までの国家のハイテク開発計画、2020 年までの国産製品開発計画、企業育成インキュベータ設立の実験プログラム、一部の分野における中小企業に対する全体支援パイロットプログラム等を加速させる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

③ 産業・地域の連携を強化する。

上記の対策の詳細内容および実施主導機関は本決定の付録に定められる。

#### IV. 執行

中小企業育成に関する 2011～2015 年の 5 カ年計画を効果的に展開し、資力を有効的に活用するために、各省庁、部局、地方は、中小企業に対する支援プログラムを国家の目標計画、各省庁・部局・地方の目標計画に記載しなければならない。

1. 中小企業育成奨励会は以下の責任を負う。

- ・ 各省庁、部局の実施状況を監視・検査し、実施過程で起きた問題に対する解決方法、対策に関して協議し、政府首相の決定を仰ぐ。
- ・ 行動計画に関する修正・追加すべき内容および実施過程で起きた問題、目標達成の可能性が低い条項に対する対策、改善を政府首相へ提案する。

2. 計画投資省は、各省庁・部局・地方の計画に基づいて、中小企業育成計画を総合的に作成し、全国の各省庁・部局・地方の中小企業育成計画の実施状況の監視・検査を行い、総合的な報告書を作成する。

3. 財務省は、計画投資省と協力し、規定に従って中小企業育成の行動計画に定められた対策を執行するための予算を準備する。

4. 各省庁、部局は、管轄範囲内で計画に定められた内容、対策を効果的に施行する責任を負う。

5. 各省、中央直轄市の人民委員会は以下の責任を負う。

- ・ 各省庁、部局と協力し、管轄地域における中小企業育成計画及び実施過程を具体的に作成するほか、実施のための人材、予算を準備する。
- ・ 計画投資局に対し、管轄地域における中小企業育成計画を効果的に実施し問題点と対策を計画投資省に報告する義務を命ずる。
- ・ 規定に従って、毎年 3 月 31 日までに、計画投資省へ中小企業育成計画実施に関する前年の結果を報告しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

**第2条** 本決定は署名日に発効する。

**第3条** 中小企業育成奨励会、各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省・中央直轄都市の人民委員会委員長、関連機関は責任をもって本決定を執行する。

**宛先:**

- ・ 共産党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止中央指導委員会
- ・ 各省・中央直轄市人民委員会・人民評議会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 国家主席事務局
- ・ 民族評議会、国会の各委員会
- ・ 国会事務局
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家会計監査
- ・ 国家財政監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、公報
- ・ 保管：書類管理部、企業改善部（5部）.XH

首相代行

副首相

ブ バン ニン

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 付録

### 2011～2015 年段階の中小企業育成の支援に関する行動計画

(2012 年 9 月 7 日付政府首相の決定第 1231/QD-TTg 号と共に制定する)

#### 1. 中小企業育成政策の枠組みに関する対策

対策1: 企業の市場への参入・活動・撤退に関する法律枠組みを完成する			
項目	主導機関	結果	期限
<p>1. ベトナムがメンバーである国際条約に適合するように 2005 年に公布された企業法の執行過程において発生した次に掲げる問題を解決しながら、会社登記に関する行政手続きを改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票率と少数株主の保護メカニズム</li> <li>・ 特別の場合に專業法を適用すること</li> <li>・ 外資系企業と地場企業間の取り扱いの差別</li> <li>・ 資本拠出資産の評価</li> <li>・ 株式会社の定款資本金の増減</li> </ul> <p>また、中小企業の管理を強化するための定款資本金の認可、管理、監査に関する規定を追加する。</p>	計画投資省	2005 年に公布された企業法の一部修正・追加法	2012 - 2013
<p>2. 次にのように 2004 年に公布された破産法を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産手続きを適用する対象(個人、家族、企業を含む全ての営業者)を広げ、担保付債権者に対し破産手続開始の申し立ての権利を与えるほか、政府の破産解決への介入を減少させ、破産手続における両当事者の自己決定権及び自主性を高める。</li> </ul>	最高人民裁判所	改正破産法	2014
<p>3. 以下の方向に従って 2005 年に公布された投資法を見直し、修正、追加を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済セクター、所有形態に係らず投資法の適用対象を明確にする。</li> <li>・ 投資に関する規定と企業の設立、組織、管理に関する規定を明確に区別する。</li> </ul>	計画投資省	改正投資法	2013
<p>4. 投資法の一部条項の詳細規定及び施行ガイドラインを規定する政令第 108/2006/ND-CP 号を見直し修正・追加を行う。特に投資申請書類に記</p>	計画投資省	政令第 108/2006/ND-CP 号の修正・追加政令	2012

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

載される投資場所、投資許可証発給申請書類、条件付投資分野、資本譲渡、案件譲渡に関する規定を中心に改正する。			
5. 法人税法及び2005年に公布された投資法の投資優遇対象を統一する方向で法人税法の改正を検討し、国会の公布を仰ぐ。	計画投資省、財務省	法人税法の修正・追加法	2013 - 2015
6. 税率の低減、行政手続の簡素化及び企業に対する更なる誘致・優遇を与える方針の下で輸出税法、付加価値税法、会計法を改正する。	財務省	改正法	2013
7. 税務申告回数の減少(4回から2回に減らす)及び行政手続の簡素化の方針の下で税務管理法を修正・追加する。	財務省	改正税務管理法	2012 - 2013
8. 国際条約に合致し、企業に対する更なる有利な条件作りを目的として、通関手続に関する問題を解決するべく関連法令を見直し、修正する。	財務省	改正税関法	2015
9. 新しい会計方法の追加により見合わない内容を廃止するために、中小企業に適用する会計制度に関する修正、追加する通達を制定する	財務省	新しい通達	2012
<b>対策2: 中小企業の財政、信用へのアクセス及び資源運用の効率化</b>			
<b>項目</b>	<b>主導機関</b>	<b>結果</b>	<b>期限</b>
1. 企業が銀行の信用市場に従属することなく債券発行等を通して資本を調達することができる環境作りを目指して証券法の詳細規定を修正・追加する。	財務省	修正政令	2015
2. 中小企業に対する信用保証基金の設立・活動に関する2001年12月20日付決定第193/2001/QD-TTg号及び同決定と共に公布された中小企業に対する信用保証基金の設立・活動に関する修正・追加する2004年6月25日付決定第115/2004/QD-TTg号取って替わる決定を制定する。	財務省	決定第193号と115号に取って替わる決定	2013
3. 中小企業育成基金設立の批准及び当該基金の運用を加速させる。	計画投資省	中小企業に対する支援のための基金	2012
4. 国家銀行は、商業銀行の中小企業向け融資増加の奨励策を定める。	国家銀行	商業銀行の中小企業向け融資の増加を奨励する決定	2012 - 2013
<b>対策3: 中小企業に対する技術の刷新、新しい技術の運用に関する支援</b>			

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

項目	主導機関	結果	期限
<p>1. 企業が科学技術活動へ投資することを奨励する財政メカニズム、政策に関する 1999 年 9 月 18 日付政府政令第 119/1999/ND-CP 号の修正・追加を検討する。</p> <p>国家予算から科学研究を実施する中小企業に対する実施のための総費用の最大 30%を援助する。</p> <p>「企業は企業の科学技術開発に税引前利益の最大 10%を拠出すること」を認可する。</p> <p>また、科学技術研究を行う企業を奨励し、当該企業の科学技術研究・開発活動費を合法的な費用と認める。</p>	科学技術省	改正政令第 119/1999/ND-CP 号	2012
<p>2. 企業が産業財産権の申請及び保護をしやすくするよう産業財産権に関する法令を見直す。特に産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行を案内する 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを定める通達第 01/2007/TT-BKHCN 号および産業財産権査定に関する通達第 01/2008/TT-BKHCN 号を修正する。</p>	科学技術省	通達第 01/2007/TT-BKHCN 号及び通達第 01/2008/TT-BKHCN 号の一部条項を修正・追加する新しい通達	2012
<p>3. 知的財産の商業化及びその市場開発を行うために国家予算により構成される産業財産権の申請と管理に関する通達を策定する</p>	科学技術省	新しい通達	2013
<p>4. 科学技術企業の設立及び認可に関する通達、科学技術企業に対する税務・土地使用の優遇策に関する通達の策定。</p>	科学技術省	新しい通達	2012
<p>5. 研究成果の評価および各企業への研究成果・国所有財産の配分に関する通達の策定。</p>	科学技術省	新しい通達	2012
<p>6. 技術移転の統計・報告及び技術移転する企業に対する技術移転コンサルティング組織の設立・活動に関するガイドラインを定める。</p>	科学技術省	新しい通達	2011 - 2012
<p>7. 中小企業が特許の情報の受け入れや生産改善・技術刷新、科学技術・知的財産に関する情報にアクセスすることができる環境をつくる</p>	科学技術省	特許に関するデータベースを完成し、その関連情報	2012 - 2020



【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

		を収集して中小企業が情報を検索することができるメカニズム	
8. 中小企業、中小企業育成(技術の刷新、生産改善等)に対する支援のための科学技術基金を設立する組織、個人を奨励する方向で、組織、個人、企業の 科学技術開発基金の組織及び活動に関する 2007 年 5 月 16 日付財務省決定第 36/2007/QD-BTC 号に取って替わる文書を制定する。	財務省	決定第 36/2007/QD-BTC 号に取って替わる文書	2012
9. 優先分野におけるパイロット企業支援インキュベータを設立し、高付加価値及び高い競争力を持つ製品、環境に易しい製品の生産を強化する。	科学技術省	新しい法令	2014 - 2015
<b>対策 4: 中小企業の企業管理能力の向上を中心に人材育成を目指す</b>			
<b>項目</b>	<b>主導機関</b>	<b>結果</b>	<b>期限</b>
1. 中小企業の人材育成の支援に関する 2011 年 3 月 31 日付通達第 05/2011/TTLT-BKHDT-BTC 号に従い中小企業の人材育成の支援を有効的に実施する。定期的に中小企業の人材需要の調査を行い、その企業の要求に則した支援内容、支援方法を提案する。	計画投資省及び教育を行う機関	教育を受ける企業 30 万社を目標とする	2011 - 2015
2. 次に掲げる提案において人材の質、特に技術人材の質を向上するための対策を見直す。 ・ 2020 年までのベトナム労働市場開発提案 ・ 2008 年～2020 年の職業訓練の発展と改革の提案 ・ 2020 年までの農村における労働者に対する職業訓練の提案及び 2011～2020 年の職業訓練の発展戦略	労働傷病兵社会福祉省	各支援対策	2011 - 2015
3. 労働市場の情報システムを改善しながら 2015 年までに労働市場に関する国家データベースを完成する。労働者レベル、業種、分野別の労働事情、需要に関する情報収集・処理・分析・管理・提供を行う。雇用主と労働者との連携を作るために、労働情報の伝達方法を更に開発する。	労働傷病兵社会福祉省	労働市場に関する情報システム	2011 - 2015
<b>対策 5: 中小企業専用工業区、工業団地の建設を強化し、中小企業が製造用地にアクセスしや</b>			

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

すい環境をつくる			
項目	主導機関	結果	期限
1. 裾野産業育成並びに工業区、工業団地開発の認可・展開を加速し、生産連携及びグローバル生産網を構築する。	計画投資省、中央経済研究所	認可された提案	2012
2. 企業がクリーンな土地に簡単にアクセスすることができる環境作りの方針で土地法を改正する	資源環境省	改正土地法	2013
3. 環境に関するリスクを管理しながら資源及びその他のコストを低減するための環境会計システム及び生態管理を実施する企業に対する支援策。	資源環境省	環境会計システム及び生態管理を実施する中小企業に対する支援提案	2012 - 2014
4. 環境への悪影響から生産サイトを都市の近郊へ移動する中小企業を支援する政策を検討する(生産土地から住居用地や商業用地に移行することを認める)	資源環境省	優遇策	2014
対策 6: 中小企業へ支援に関する情報を提供し市場拡大を促進させる			
項目	主導機関	結果	期限
1. 企業の活動に関する法令、中小企業に対する支援政策・計画、その他の情報提供システムを構築する。	政府、省庁、部局、地方	政府、省庁、部局、地方のウェブサイトに掲載される情報	2011 - 2015
2. 企業開発の各段階に関する情報を提供するウェブサイトを改善し、中小企業に対する支援情報のリンクを貼る。	計画投資省	改善されたウェブサイト	2012 - 2013
3. 中小企業に関する情報を提供する年次冊子を作成し、配布する。	計画投資省	中小企業白書	毎年
4. 2010年11月15日付政府首相決定第72/2010/QD-TTg号と共に公布された国家貿易促進計画に参加する中小企業を奨励し、支援する。企業の需要を把握した上で見合うメカニズムを制定するために批准された計画の成果を定期的に評価する。	商工省	国家貿易促進計画に参加する中小企業、参加率の上昇	2011 - 2015
5. 中小企業が参入できる公的な商品・サービスの購入、提供比率を設定し、中小企業が契約、受注できる環境作りを検討する。	計画投資省	政府首相決定	2012 - 2013
6. 中小企業が簡単に情報を入手できるようにインターネットでの入札形態を強化する。	計画投資省	インターネットで入札に参加する中小企業が増える	2012 - 2015
対策 7: 中小企業に対する支援システムを構築する			

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

項目	主導機関	結果	期限
1. 中小企業育成促進法の制定を検討する	計画投資省	批准される法令	2014
2. 中小企業育成政策施行の担当機関の能力向上に関する提案を作成し、展開する。	計画投資省	展開される提案	2012 - 2013
3. 中小企業育成を管理する国家機関(各地方における計画投資局若しくはその局に属する機関)の能力を引き上げる提案を作成し、政府へ提出して批准を受ける。	計画投資省/ 各地方	中小企業育成を管理する国家機関の能力向上に関する提案(批准される)	2012 - 2013
4. ハノイ市、ホーチミン市、各地方で特定の分野における中小企業に対する全体支援を実験する。特に高い競争力を持つ製品を生産する企業、新しい技術を受け入れる条件のある企業を中心とする。	計画投資省	実験モデル	2014 - 2015
<b>対策 8: 中小企業育成計画の実施、管理を行う</b>			
項目	主導機関	結果	期限
1. 2011～2015年段階の中小企業支援5ヵ年計画の成果の評価基準を作成する。	計画投資省	評価基準	2012
2. 中小企業に対する支援の監査・評価及び支援政策・計画の作成を容易にするために、企業の規模、出資構成、出資者の性別など中小企業の統計を取り、データベースを作成する。	計画投資省 (統計総局)	データベース	2012
3. 業種、地域別の支援策、予算を提案し、中小企業育成5ヵ年計画に盛り込む。	各省庁、部局、省・中央直轄市人民委員会	作成される提案(計画)	毎年及び2015

## 2. 中小企業に対する支援活動・計画

	活動・プログラム・案件名	目標	内容	主導機関	予算 (Bill.VND)	期限
1	中小企業の人材育成活動	中小企業に対する企業管理能力・スキルを向上させる	各省庁、部局、地方、協会は直接若しくは中小企業に企業管理のトレーニングコースを開催する能力のある組織に委託する	計画投資省は、教育需要を纏める。各省庁、人民委員会、企業協会、中小企業に対する企業管理についてのトレ	国家予算: 250 bill.ドン(予定) -地方予算: 80 bill.ドン(予定) 企業からの拠出及び補助金: bill.ドン(予定)	2011 - 2015

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

				ーニングコースを開催する能力のある組織。		
2	人材育成に関わる学校と企業との間の協力メカニズムを構築する。	人材育成を強化する。	労働使用、人材育成に関する学校と企業間の協力の拡大と大手企業内のトレーニングセンター設立を奨励する。	文部省		2012
3	中小企業への情報提供の支援	企業へ多様な情報を提供する。情報取得できる企業を全国で30%に。常に取得できる企業数を1万5千社に。	企業に対する支援情報の取得需要を調査する。企業ウェブサイトを改善し、各省庁・部局・地方のホームページとのリンクを設定する。	計画投資省	国家予算：50 bill.ドン(予定) -地方予算：20 bill.ドン(予定) その他の資源：10 bill.ドン(予定)	2012 - 2015
4	2010～2014年段階の企業に対する法律支援	必要な情報にアクセスできる企業95%を目指す。教育を受ける企業の管理監督者を6万5千名、2010～2014年段階に教育を受ける企業の法律担当者を9千7百名にする。経済社会特別貧困地域における法律相談を受ける中小企業80%を目標	企業の管理監督者に対する法律教育及び法律担当者に対する専門教育を行う。経済社会貧困地域、経済社会特別貧困地域における法律相談システムを構築する。	司法省	国家予算：170 bill.ドン (その内訳：中央予算：135 bill.ドン、地方予算：35 bill.ドン) 組織、機関、企業からの拠出：20 bill.ドン	2011 - 2014
5	国家産業奨励計画	国内外の資力から農村におけ	産業分野における中小企業の育成を奨励	商工省	400 bill.ドン	2020まで

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

		る産業及び産業奨励サービスへの投資を呼びかける。農村における産業開発の成長率が全国平均を下回らない。	し、農村における産業の比率引き上げと輸出金額の引き上げ。農村における仕事の提供、経済の再構築、労働システムの改変を行う。			
6	農業農村開発における中小企業への支援	ベトナム中小企業の競争力、能率、品質の向上。	中小企業が農業農村開発に関する生産、営業、サービスに参入する環境をつくる。	ベトナム商業・産業部	国家予算:45 bill.ドン、その他の企業からの拠出及び援助金	2012 - 2015
7	2011～2015年における中小企業、女性事業主の弱小企業の能力を向上させる計画	女性事業主に対する起業及び起業管理能力の向上。	貿易促進プログラム、市場連携の活動、品質・サービス向上の活動を通し、中小企業、女性事業主の弱小企業に対する顧客の開拓及び市場拡大を支援する。	ベトナム女性経営者会	国家予算:35 bill.ドン、その他の企業からの拠出及び援助金	2011 - 2015
8	2020年までの国家技術刷新計画(2011年5月10日付政府決定第677/QĐ-TTg号に従う)	技術を刷新する起業の伸率10%/年。技術管理、技術運用に関する教育を受ける中小企業の技師、技術者、管理者3万人。	企業管理、製品広告に関する情報技術の支援。 新しい技術のデータベースを作成し、企業の新製品の試作、先進技術の運用を支援する。	科学技術省	国家技術更新基金、国家予算、企業予算	2010 - 2020
9	2011～2015年の知的財産開発の支援計画(2010年12月6日付政府決定第2204/QĐ-TTg号に従う)	知的財産の知識を高めたい企業、科学技術サービス組織の満足度70%。 知的財産権の申請希望に対	企業の知的財産の開発・保護・管理を支援する。 企業の科学技術研究の成果の管理を支援する。 知的財産権を保護する活動、プログラムの	科学技術省	国家予算	2011 - 2015

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

	う)	する満足度 50%。	展開を支援する。			
10	2020年までの国家ハイテク開発計画(2010年12月31日付政府首相決定第2457/QĐ-TTg号に従う)	ハイテク製品の生産、サービスの提供を行う企業(200社)の開発。高度技術を用いる重要経済地域における農業に関する企業(80社)及びハイテク企業のインキュベータ(30カ所)の開発。	ハイテクに関する生産試作、ハイテク企業向けインキュベータに対する支援する。高度技術の運用、ハイテク製品の生産、サービス提供を支援する。ハイテク業種企業の責任者の教育を支援する。	科学技術省	国家予算、ODA,その他の合法的な資源	2010 - 2020
11	2020年までのベトナム企業の品質、能率を向上させる計画(2010年5月31日付政府首相決定第712/QĐ-TTg号に従う)	全ての省、中央直轄市は管轄地方におけるプロジェクトを実施する。	地方の重要製品の品質、生産能率を向上させる。企業が要望する品質基準、技術基準、産業財産権に関する情報発信。旧技術に替わる先進技術の導入支援。また、企業の外国からの技術導入を把握し運用を支援する。	科学技術省	企業予算、地方予算、その他の合法的な資源	2010 - 2020
12	2011～2015年の国家基準或いは国際基準に従う先進な管理システムを適用する中小企業に対する支援計画(草案の作成中)	先進の管理システムを適用する中小企業が年680社(コスト援助を受けることが可能)。省、市ごとに援助を受ける中小企業10～20社が目標。	法令を完成し、先進の管理システムを適用する中小企業に対するコンサルティング、教育等に掛かる費用を援助する。	科学技術省	企業予算、中小企業に対するコンサルティング、認可に課かかる費用の一部を援助するための地方予算、その他の合法的な資源	2012 - 2015
13	2020年まで	ベトナムブラン	以下の3つの内容を	科学技術省	投資開発予	2011 -

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

<p>の国産製品 開発計画</p>	<p>ド商品の開発。 技術移転を重 要産業、経済・ 技術分野に適 用する。企業の 技術刷新能力 及び国家技術 能力の向上。</p>	<p>展開する。 ・競争力及び高付加 価値の製品を生産す るために、科学技術 開発に関する義務を 執行しながら国産製 品の研究・開発を行 う。 国産製品の試作を行 い、国産製品生産企 業を設立し、国産製 品の商業化及び市 場開発を行う。</p>	<p>算、事業整備 予算、ODA、 外国の補助 金、ベトナム開 発銀行及び各 商業銀行の融 資、各企業、 基金からの拠 出、その他の 合法的な資源</p>	<p>2020</p>
<p>2011 - 2015 年の中小企業に対する支援予算 (技術刷新計画を除く)</p>				